

## ケーブル不正問題緊急署名

ケーブル不正敷設は「新規制基準に適合していない」と規制庁は認めながら高浜3・4号、川内1・2号は特別扱で、調査報告の免除は許されません。

高浜原発3号の1月28日原子炉起動は中止！川内原発1・2号は運転停止！他の原発と同様に、詳細な調査報告等を提出させるべきです。



原子力規制委員会 委員長 田中俊一 様

昨年9月に柏崎刈羽原発6号機で、中央制御室の床板等をはがした結果、電気ケーブルの不正敷設問題が発覚しました。事故時に必要な安全システムのケーブルと一般のケーブルは、火災が発生しても延焼しないよう、仕切り板等で隔離されている必要があります。しかし、柏崎刈羽原発では、分離板の未設置等で1,049本ものケーブルが不正な状態であることが明らかになりました。

これについて、原子力規制庁は1月6日に文書(※1)を出し、技術基準違反・保安規定違反で「新規制基準に適合していない状態」だと指摘しています。そして、東電のみならず、すべての電力会社に同様の問題がないか詳細な調査を実施し、3月31日までに報告するよう指示文書を出しました。

ところが、運転中の川内原発1・2号と、原子炉起動を1月末に控える高浜3号、同様に2月末に起動予定の高浜4号については、特別扱いをして、原発の稼働を最優先にして、具体的調査報告の提出を免除しています。

1月6日の規制庁文書では、川内1・2号については「ケーブルの分離に係る施工方針が示されており、当該方針どおりに施工されていることを使用前検査において確認を行っている」。高浜3・4号については「当該方針に係る使用前検査を現在実施中である」と書いているだけで、不正なケーブル敷設があったのかどうかもブラックボックスです。さらに「指示」では、東電の不正が他の事業者にも「共通する可能性がある」との認識に立ち、品質マネジメントシステムの検証を一般的に求めています。

### 【要 請 事 項】

高浜原発3・4号の原子炉起動は中止し、川内原発1・2号は運転を停止したうえで、ケーブル不正敷設問題について、他の原発同様に詳細な調査報告等を提出させること。

氏 名	住 所

※1：「柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブル敷設に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応について」  
2016.1.6 原子力規制庁 <http://www.nsr.go.jp/data/000135349.pdf>

署名呼びかけ団体：川内原発30キロ圏住民ネットワーク／反原発・かごしまネット／福井から原発を止める裁判の会／避難計画を案ずる関西連絡会／グリーン・アクション／アジェンダ・プロジェクト／NPO法人 使い捨て時代を考える会／美浜の会／FoE Japan／原子力規制を監視する市民の会／グリーンピース・ジャパン／脱原発はりまアクション／被ばく医療を考える会かごしま／川内原発建設反対連絡協議会

第一次集約：1月20日 第二次集約：2月20日 紙版署名の送り先(郵送かFax)

グリーン・アクション 〒606-8203 京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel: 075-701-7223 Fax: 075-702-1952